

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人白寿会（以下「本法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法人認可基準の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事、相談役をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 代表役員とは、本法人の経営管理に携わり、本法人を代表する理事長をいう。
- (3) 常勤役員とは、本法人を主たる勤務場所とし、常に勤務する理事をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、代表役員及び常勤役員以外の者をいう。
- (5) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、役員等が職務の遂行に伴い発生する通勤費、旅費（宿泊費を含む）、交通費及び手数料等の経費をいい報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬・費用の支給)

第3条 本法人は、代表役員、常勤役員及び非常勤の役員等の職務執行の対価として報酬又は費用を支給することができる。

- 2 代表役員及び常勤役員の報酬は、別表1に定める金額の範囲内とする。
- 3 前項に定める報酬のほか常勤役員には、職員給与規程に準じ通勤手当を支給することができる。
- 4 非常勤役員及び評議員は無報酬とする。
- 5 非常勤役員及び評議員に対する費用は、別表第1に定める額とする。

(定例報酬額の決定)

第4条 代表役員及び常勤役員の定例報酬額は、別表第1の金額の範囲内で評議員会において決めるものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 代表役員及び常勤役員の報酬（賞与は除く）は、歴月計算とし、職員給与の支給日に支給するものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の費用は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意

を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
2 法令等に基づき控除すべき金額がある場合には、その金額を控除して支給するものとする。

(公表)

第7条 本法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

別表第1

| 役員等 | 報酬及び費用の上限額 |
|-------|---|
| 代表役員 | 常勤役員の場合の報酬 年額総額 600万円の範囲以内 非常勤役員の場合の報酬 年額総額 300万円の範囲以内 |
| 常勤役員 | 年額総額 600万円の範囲以内 |
| 非常勤役員 | 理事会・研修会等出席の都度(県外の場合は別途計算) 交通費等費用の弁償として 1万円 |
| 評議員 | 評議員会・研修会等出席の都度(県外の場合は別途計算) 交通費等費用の弁償として 1万円 |

附則

この規程は、平成29年3月8日から施行し、平成29年4月1日から適用する。